

一般事業主行動計画

すべての社員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間

2022年4月1日～2025年3月31日までの3年間

目標 ①

産前産後休業、男性社員も含めた育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付等、社員向けにわかりやすい周知を行う

【取組】

2022年4月～

改正育児介護休業法に対応したわかりやすい資料をイントラネットで周知する

2022年10月～

休業前面談の制度を整える

2022年10月～

男女ともに育児休業の対象となる社員にハンドブックの配布を行う

目標 ②

家庭の状況に合わせて働くことができるようサポートする

2022年4月～

時短勤務やテレワーク可能な派遣先を広げる

資格支援制度の周知や資格取得のサポート研修を行い、制度活用を促す

目標 ③

1on1制度やメンター制度を活用し、個に対するサポートを強化する

2022年10月～

サポートする社員に向けた研修を行う。

相談窓口を周知する。